平成 18 年 7 月 18 日

各　位

会 社 名　株式会社日本エル・シー・エー
代表者名　　代表取締役社長　久保　裕滋
（コード番号　4798　東証第二部）
問合せ先　　常務取締役兼ＣＦＯ
氏　　名　　田中　英男
（ＴＥＬ　075－212－1211）

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 7 月 18 日開催の取締役会において、平成 18 年 8 月 18 日開催予定の第42期定時株主総会に下記のとおり定款の変更についての議案を付議することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

記

１．変更の理由

（１）「会社法」（平成 17 年法律第 86 号）、「会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（平成 17 年法律第 87 号）、「会社法施行規則」（平成 18 年法務省令第 12 号）及び「会社計算規則」（平成 18 年法務省令第 13 号）（以下、これらを総称して「会社法等」といいます。）が、平成 18 年 5 月 1 日に施行されたことに伴い、現行定款につき、次のとおり変更をおこなうものであります。

①当社に設置する機関を定めるため、変更案第 4 条を新設するものであります。

②株券を発行する旨を定めるため、変更案第 7 条を新設するものであります。

③単元未満株主の権利行使を合理的な範囲に制限するため、変更案第 9 条を新設するものであります。

④株主総会における円滑な議事運営を目的として、株主が議決権行使を委任する場合の代理人の員数を制限し、現行定款第 15 条を変更するものであります。

⑤会社法等の施行に伴い、株主総会の招集地を明確にするため、変更案第 13 条を新設するものであります。

⑥株主総会招集手続きの合理化及びコスト削減のため、株主総会参考書類等の一部について会社法施行規則ならびに会社計算規則にもとづき、インターネット開示をもって株主に提供したものとみなすことができるよう対応し、変更案第 20 条を新設するものであります。

⑦緊急時や議案の内容に応じて書面または電磁的記録により、取締役会の決議を機動的かつ迅速におこなうため、変更案第 27 条第 2 項を新設するものであります。

⑧社外取締役、社外監査役の招聘を容易にし、より広く人材の登用を行うこと、また社外取締役、社外監査役及び会計監査人の責任をあらかじめ限定する契約を締結しその期待される役割を十分に発揮できることを目的として、変更案第 31 条第 2 項、第 41 条第 2 項及び第 44 条を新設するものであります。なお、変更案第 31 条第 2 項第 41 条第 2 項及び第 44 条の新設につきましては、監査役全員一致による監査役会の同意を得ております。

⑨株主の皆さまへの還元策として、今後は一層機動的かつ柔軟な利益還元をすることができるよう、取締役会に剰余金の配当等の決議をおこなう権限を付与し、併せて取締役の任期を 1 年にすることで経営陣の適否を毎年ご判断いただける体制を構築するため、現行定款第 19 条第 1 項を変更し、変更案第 50 条を新設するものであります。（但し、第 42 期定時株主総会においては、附則第 1 条を設けております。）

⑩定款上で引用する条文を会社法の相当条文に変更するものであります。

⑪その他、条文の整理・統合、構成や順序の変更、規定の整備等の所要の変更をおこなうものであります。

（2）その他、旧商法上の用語を会社法上での用語に変更し、あわせて一部表現の変更、字句の修正をおこなうものであります。

2．定款変更の内容

変更内容は、別紙のとおりであります。

3．日程

定款変更のための株主総会開催日	平成 18 年 8 月 18 日（金）
定款変更の効力発生日	平成 18 年 8 月 18 日（金）

以上

別紙

現行定款	変更案
第１章　総　　則	**第１章　総　　則**
（省略）	（省略）
（新設）	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 (1) 取締役会 (2) 監査役 (3) 監査役会 (4) 会計監査人
（公告方法） 第４条　当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、電子公告によることができない事故その他のやむをえない事由が生じたときは、日本経済新聞に掲載して行う。	（公告方法） 第５条　（現行どおり）
第２章　株　　式	**第２章　株　　式**
（会社の発行する株式の総数） 第５条　当会社の発行する株式の総数は、6,000万株とする。ただし、株式の消却が行われた場合には、これに相当する株式数を減ずる。	（発行可能株式総数） 第６条　当会社の発行可能株式総数は、6,000万株とする。
（新　　設）	（株券の発行） 第７条　当会社は、株式に係る株券を発行する。
（自己株式の取得） 第６条　当会社は、商法第211条ノ３第１項第２号の規定により、取締役会の決議をもって自己株式を買受けることができる。	（削除）

（１単元の株式の数および単元未満株券の不発行） 第７条　当会社の１単元の株式の数は、100株とする。 ２　当会社は、１単元の株式の数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないものとする。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。	（単元株式数及び単元未満株券の不発行） 第８条　当会社の単元株式数は、100株とする。 ２　当会社は、第７条の規定に係らず、単元株式数に満たない株式（以下「単元未満株式」という。）に係る株券を発行しないものとする。ただし、株式取扱規程に定めるところについてはこの限りでない。
（新　　設）	（単元未満株式についての権利） 第９条　当会社の単元未満株式を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。 (1) 会社法第189条第２項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第１項の規定による請求をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利
（名義書換代理人） 第８条　当会社は、株式につき名義書換代理人を置く。 ２　名義書換代理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）および株券喪失登録簿は、名義書換代理人の事務取扱場所に備え置き、株式の名義書換、質権の登録および信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の交付、株券喪失登録の手続、単元未満株式の買取、届出の受理その他株式に関する事務は名義書換代理人に取り扱わせ、当会社においてはこれを取り扱わない。	（株主名簿管理人） 第10条　当会社は、株主名簿管理人を置く。 ２　株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。 ３　当会社の株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿の作成ならびにこれらの備置きその他の株主名簿、新株予約権原簿及び株券喪失登録簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当会社においてはこれを取り扱わない。

（株式取扱規程） 第９条　当会社が発行する株券の種類および株式の名義書換、実質株主名簿への記載または記録、質権の登録、信託財産の表示またはこれらの抹消、株券の不所持、株券の再交付、単元未満株式の買取、届出の受理、その他株式に関する取扱ならびに手数料については、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。	（株式取扱規程） 第11条　当会社の株式に関する取扱い及び手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規程による。
（基準日） 第10条　当会社は、毎年５月20日の最終の株主名簿に記載または記録された議決権を有する株主（実質株主を含む。以下同じ。）をもって、その決算期に関する定時株主総会において議決権を行使すべき株主とする。 ２　前項のほか、必要があるときは、取締役会の決議によりあらかじめ公告して臨時に基準日を定めることができる。	（削除） （削除）
第３章　株主総会	**第３章　株主総会**
（株主総会の招集） 第11条　定時株主総会は毎営業年度末日の翌日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。	（株主総会の招集） 第12条　定時株主総会は毎事業年度末日から３ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は随時必要に応じて招集する。
（新　　設）	（株主総会の招集地） 第13条　当会社の株主総会は、本店所在地において招集する。
（新　　設）	（定時株主総会の基準日） 第14条　当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年５月20日とする。

（株主総会の招集者） 第12条　株主総会は法令に別段の定めある場合を除き、取締役会の決議を経て代表取締役社長が招集する。 ２　代表取締役社長に事故あるときは、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。	（株主総会の招集者） 第15条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
（株主総会の議長） 第13条　株主総会の議長は代表取締役社長が当たる。代表取締役社長に事故あるときは、予め、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。	（株主総会の議長） 第16条　株主総会の議長は、代表取締役社長が当たる。代表取締役社長に事故あるときは、予め、取締役会の定めるところにより他の取締役がこれに代わる。
（株主総会の決議要件） 第14条　株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き、出席した株主の議決権の過半数で行う。 ２　商法第343条に定める特別決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上で行う。	（株主総会の決議要件） 第17条　株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。 ２　会社法第309条第２項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の３分の２以上をもって行う。
（議決権の代理行使） 第15条　株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、その代理人は当会社の議決権を有する株主でなければならない。	（議決権の代理行使） 第18条　株主が代理人によって議決権を行使しようとするときは、当会社の議決権を有する株主１名を代理人として、その議決権を行使することができる。 ２　株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。
（新　　設）	
（株主総会の議事録） 第16条　株主総会における議事の経過、要領及びそ	（株主総会の議事録） 第19条　株主総会における議事の経過の要領及びそ

の結果はこれを議事録に記載して議長及び出席取締役が記名押印のうえ会社に保管する。	の結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録して、会社に保存する。
（新　　設）	（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供） 第20条　当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。
第４章　取締役および取締役会	**第４章　取締役及び取締役会**
（員数） 第17条　当会社の取締役は、15名以内とする。	（員数） 第21条　（現行どおり）
（選任方法） 第18条　取締役は株主総会において選任する。 ２　取締役の選任決議は、総株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。但し、累積投票によらないものとする。	（選任方法） 第22条　（現行どおり） ２　取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。但し、累積投票によらないものとする。
（任期） 第19条　取締役の任期は就任後２年内の最終の決算期に関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　増員又は補欠のため選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第23条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　増員又は補欠のため選任された取締役の任期は在任取締役の任期の満了する時までとする。
（代表取締役及び役付取締役の選任） 第20条　会社を代表すべき取締役は取締役会の決議	（代表取締役及び役付取締役の選任） 第24条　取締役会は、その決議によって代表取締役

をもって定める。	を選定する。
２　取締役会はその決議をもって、取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	２　取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役社長各１名、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
（報酬） 第21条　取締役の報酬は、株主総会の決議により定める。	（削　除）
（取締役会の招集者及び議長） 第22条　取締役会は代表取締役社長が招集し、その議長となる。	（取締役会の招集者及び議長） 第25条　取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、代表取締役社長が招集し、その議長となる。
２　代表取締役社長に事故あるときは、取締役会の決議をもって予め定めた順序により他の取締役がこれに代わる。	２　（現行どおり）
（取締役会の招集通知） 第23条　取締役会の招集通知は各取締役及び各監査役に対して会日の３日前に発する。但し、緊急の場合はさらに短縮することができる。	（取締役会の招集通知） 第26条　（現行どおり）
（新　設）	２　取締役及び監査役全員の同意あるときは招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。
（決議方法） 第24条　取締役会の決議は取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって決する。	（取締役会の決議方法） 第27条　取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。
（新　設）	２　当会社は、会社法第370条の要件を満たす場合は、取締役会の決議の目的である事項につき、取締役会の決議があったものとみなす。
（取締役会の議事録） 第25条　取締役会の議事の経過の要領及びその結果については、議事録に記載し、議長並びに出	（取締役会の議事録） 第28条　取締役会の議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項について

席取締役及び出席監査役がこれに記名押印して会社に保存する。	は、議事録に記載または記録し、議長ならびに出席取締役及び出席監査役がこれに記名押印または電子署名して会社に保存する。
（新　　設）	（取締役会規程） 第29条　取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。
（新　　設）	（報酬等） 第30条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第26条　当会社は、商法第266条第12項の規定により、取締役会の決議をもって、同条第１項第５号の行為に関する取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（取締役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、取締役（取締役であった者を含む。）の同法第423第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。
（新　　設）	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間で、当該社外取締役の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第５章　監査役および監査役会	**第５章　監査役及び監査役会**
（員数） 第27条　当会社の監査役は、５名以内とする。	（員数） 第32条　（現行どおり）
（選任方法） 第28条　監査役は株主総会において選任する。	（選任方法） 第33条　（現行どおり）
２　監査役の選任決議は、総株主の議決権の３	２　監査役の選任決議は、議決権を行使するこ

分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数で行う。	とができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
（任期） 第29条　監査役の任期は、就任後４年内の最終の決算期に関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。	（任期） 第34条　監査役の任期は、選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２　任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
（常勤の監査役） 第30条　監査役は、互選により常勤の監査役を定める。	（常勤の監査役） 第35条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。
（監査役会の招集通知） 第31条　監査役会の招集通知は、会日の３日前までに各監査役に対して発する。但し、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 ２　監査役全員の同意あるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開くことができる。	（監査役会の招集通知） 第36条　（現行どおり） ２　監査役全員の同意あるときは招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
（監査役会の決議方法） 第32条　監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数で行う。	（監査役会の決議方法） 第37条　監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
（監査役会の議事録） 第33条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果については、これを議事録に記載し、出席した監査役がこれに記名押印する。	（監査役会の議事録） 第38条　監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項については、これを議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。

（新　　設）	（監査役会規程） 第39条　監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規程による。
（報酬） 第34条　監査役の報酬は、株主総会の決議により定める。	（報酬等） 第40条　監査役の報酬、賞与その他職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、株主総会の決議によって定める。
（監査役の責任免除） 第35条　当会社は、商法第280条第１項の規定により、取締役会の決議をもって、監査役（監査役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。	（監査役の責任免除） 第41条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、監査役（監査役であった者を含む。）の同法第423第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失が無い場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内でその責任を免除することができる。
（新　　設）	２　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間で、当該社外監査役の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
（新　　設）	**第６章　会計監査人**
（新　　設）	（選任方法） 第42条　会計監査人は株主総会において選任する。
（新　　設）	（任期） 第43条　会計監査人の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。 ２　前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会におい

	て再任されたものとみなす。
（新　　設）	（会計監査人の責任免除） 第44条　当会社は、会社法第427条第１項の規定により、会計監査人との間で、当該会計監査人の同法第423条第１項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第６章　執行役員	**第７章　執行役員**
（執行役員の選任） 第36条　執行役員は、取締役会において選任する。 ２　執行役員は、原則として従業員の中から選任するものとする。	（執行役員の選任方法） 第45条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
（執行役員の職務） 第37条　執行役員は、取締役会の決定した業務の執行を行う。 ２　取締役社長は、執行役員の職務の執行を総括し、指揮監督する。 ３　執行役員は、業務の執行状況を取締役社長に報告しなければならない。また、必要と認められる場合には、取締役会に出席し、報告または説明を行わなければならない。	（執行役員の職務） 第46条　（現行どおり） ２　（現行どおり） ３　（現行どおり）
（執行役員の任期等） 第38条　執行役員の任期は、就任後２年内とする。 ２　取締役会は任期の途中であっても執行役員を解任することができる。	（執行役員の任期等） 第47条　（現行どおり） ２　（現行どおり）
（執行役員規則） 第39条　執行役員に関する事項は、定款において定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規則による。	（執行役員規程） 第48条　執行役員に関する事項は、本定款において定めるもののほか、取締役会において定める執行役員規程による。

第７章　計　　算	第８章　計　　算
（営業年度及び決算期） 第40条　当会社の営業年度は、毎年５月21日から翌年５月20日までの１年とし、営業年度末を決算期とする。	（事業年度） 第49条　当会社の事業年度は、毎年５月21日から翌年５月20日までの１年とする。
（新　　設）	（剰余金の配当等の決定機関） 第50条　当会社は、剰余金の配当等会社法第459条第１項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず、取締役会の決議によって定める。
（利益配当金） 第41条　当会社の利益配当金は毎年５月２０日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に支払う。	（剰余金の配当の基準日） 第51条　当会社の期末配当の基準日は毎年５月２０日とする。
（新　　設）	２　当会社は、取締役会の決議によって、毎年11月20日を基準日として中間配当をすることができる。
（中間配当） 第42条　当会社は、取締役会の決議により、毎年11月20日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録質権者に対し、商法第293条ノ5の規定による金銭の分配（以下「中間配当」という。）をすることができる。	（削　　除）
（配当金の除斥期間） 第43条　利益配当金及び中間配当金が、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。	（配当の除斥期間） 第52条　配当財産が金銭である場合は、支払開始の日から満3年を経過しても受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。
（新設）	附則 第１条　本定款第23条の規定にかかわらず、平成17

	年8月9日開催の第41期定時株主総会において選任された取締役の任期は、なお従前のとおりとする。 ２　本附則第１条は、第42期定時株主総会の後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時をもって削除する。